

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○字の区域及び名称の変更の届出（2件） （市町村振興課）	1
○高知県特定鳥獣（シカ）保護管理計画の変更 （鳥獣対策課）	1
○保安林の指定 （治山林道課）	1
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出（3件） （漁業管理課）	2
公 告	
○争議行為の予告 （雇用労働政策課）	2
○換地処分のお知らせ（2件） （農業基盤課）	2
○開発行為に関する工事の完了 （都市計画課）	2
高知県公安委員会告示	
○警備員等に係る検定合格者審査の実施 落札公告	2
○落札者等の公告（4件） （総務事務センター）	3

告 示

高知県告示第678号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、奈半利町長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成21年11月27日

高知県知事 尾崎 正直

字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後	
大字	字	地番区域	大字	字
—	大良	甲1586の一部	—	上ノ川

登立	甲1650の1、甲1650の2	
門本	甲1808の1の一部	
菖蒲窪	甲1810の1の一部、甲1810の2の一部	菖蒲窪
大良	甲1586に隣接する道路及び水路である町有地の一部	
平山	甲1860	
門本	甲1782から甲1785まで	平山
菖蒲窪	甲1810の1の一部、甲1810の2の一部、甲1820、甲1826	門本
	甲1813の一部	大良

備考 1 この表に表示されている区域に隣接介在する道路及び水路である町有地の一部を含むものとする。
2 上記地番は、平成21年7月8日現在の登記簿による。

高知県告示第679号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、奈半利町長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成21年11月27日

高知県知事 尾崎 正直

字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後	
大字	字	地番区域	大字	字
—	取合	甲1210の2 甲1210の1及び甲1211に隣接する水路である町有地の全部	—	中畦
	中畦	甲1222の2		取合
	大崎	甲3109の36、甲3109の37		

神社畦	甲1334の2	中平
岩本	甲1335の1の一部、甲1335の4の一部	岩本
中平	字岩本甲1335の4に隣接する水路である町有地の一部	
中村	甲1418、甲1419の6	佐手頭
森	甲1467	賀摩

備考 1 この表に表示されている区域に隣接介在する道路及び水路である町有地の一部を含むものとする。
2 上記地番は、平成21年7月8日現在の登記簿による。

高知県告示第680号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第1項の規定に基づき定めた高知県特定鳥獣（シカ）保護管理計画（平成20年3月高知県告示第213号）について次のとおり変更したので、同条第7項において準用する同法第4条第4項の規定により告示する。

平成21年11月27日

高知県知事 尾崎 正直

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県文化生活部鳥獣対策課に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第681号

次の森林を保安林に指定したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年11月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定に係る保安林の所在場所
幡多郡黒潮町市野瀬字タカサデ山1018の4
- 指定の目的
水源のかん養
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種を定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興
・環境部治山林道課及び黒潮町役場に備え置いて縦覧に供す
る。)

高知県告示第682号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項
の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112
条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったの
で、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定
漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成21年11月27日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

南国市	中 沢 勉
〃	土 居 忠 男
〃	細 川 眞

(2) 加入区の名称

十市加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同
組合の名称

十市漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成21年11月27日から同年12月11日まで

(2) 縦覧場所

十市漁業協同組合事務所

高知県告示第683号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項
の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112
条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったの
で、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定
漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成21年11月27日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

高岡郡四万十町	西 谷 左多生
〃	山 下 皖 梨
〃	山 野 上 岩 雄

(2) 加入区の名称

志和加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同
組合の名称

高知県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成21年11月27日から同年12月11日まで

(2) 縦覧場所

高知県漁業協同組合志和支所事務所

高知県告示第684号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項
の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112
条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったの
で、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定
漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成21年11月27日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

高岡郡中土佐町	平 田 美 孝
〃	市 村 福 男
〃	柴 田 忠 則

(2) 加入区の名称

上ノ加江加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同
組合の名称

上ノ加江漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成21年11月27日から同年12月11日まで

(2) 縦覧場所

上ノ加江漁業協同組合事務所

公 告

平成21年11月13日付けをもって厚生年金高知リハビリテーショ
ン病院内健保労組高知病院支部支部長熊澤幸子から次のとおり争
議行為を行う場合がある旨の通知があったので、公表する。

平成21年11月13日(掲示済)

高知県知事 尾崎 正直

1 事件

(1) 年末一時金について
(2) 年末年始休暇及び手当について
(3) その他の要求について

2 日時

平成21年11月24日午前零時以降、本問題の要求解決に至るま
での期間

3 場所

厚生年金高知リハビリテーション病院施設的全職場及び敷地
4 争議行為の概要

3の場所の全体又は部分的に、すべての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除のための争
議行為を単独又は併用して行う。ただし、救急患者及び入院中
の重病患者のための保安要員は配慮する。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定
により、県営田園空間整備事業に係る中芸東部地区(須川換地
区)の換地処分を平成21年11月2日に行ったので、同条第10項
において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により公告す
る。

平成21年11月27日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定
により、県営田園空間整備事業に係る中芸東部地区(久礼岩換地
区)の換地処分を平成21年11月2日に行ったので、同条第10項
において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により公告す
る。

平成21年11月27日

高知県知事 尾崎 正直

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定によ
り、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成21年11月27日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
平成21年10月8日 21高都計第370号	南国市岡豊町笠ノ川 字島屋敷289番1の 一部	南国市岡豊町笠ノ 川591番地 西村 幸祐

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第21号

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第
5条の規定による審査のうち、警備員等の検定等に関する規則
(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」とい

う。)附則第7条第1項の規定による検定合格者審査(以下「審査」という。)を次のとおり実施する。

平成21年11月27日

高知県公安委員会委員長 西山 昌男

1 審査の区分、実施日及び開始時間並びに実施場所

(1) 審査の区分

検定規則附則第6条各号に掲げる審査の区分のうち、すべての警備業務に係る1級及び2級の審査

(2) 審査の実施日及び開始時間

平成22年1月29日(金)午前9時30分

(3) 審査の実施場所

高知市丸ノ内二丁目4番30号 高知県警察本部

2 審査の実施予定人員

50人

3 審査の対象者

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号)第1条第2項の規定により行われた1級の検定又は同項の規定により行われた2級の検定の合格証(以下「旧検定合格証」という。)の交付を受けている者であって、高知県内に住所地(現に警備員である場合は、その属する営業所の所在地を含む。)を有するもの又は高知県公安委員会から交付された旧検定合格証を保有するものとする。

4 審査の方法

1級及び2級の審査とも、学科試験及び実技試験とし、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務の実施に関すること。

エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 審査申請手続

審査を受けようとする者は、次により審査申請の手続を行うこと。ただし、審査の実施予定人員に達した時点で申込みを締め切る。

(1) 審査申請の受付期間

平成22年1月4日(月)から同月15日(金)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分か

ら午後5時までの間とする。

(2) 審査申請書等の提出先

ア 審査を受けようとする者の住所地を管轄する警察署

イ 現に警備員である者で、高知県内に住所地を有しないものにあつては、その属する営業所の所在地を管轄する警察署

ウ 高知県公安委員会から交付された旧検定合格証を保有する者で、高知県内に住所地及びその属する営業所のいずれも有しないものにあつては、旧検定合格証の交付を受けた警察署

(3) 提出書類等

ア 審査申請書 1通

イ 高知県以外の公安委員会から交付された旧検定合格証を保有する者で、高知県内に住所地又はその属する営業所を有するものにあつては、当該住所を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 1通

ウ 写真(審査申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1枚

エ 審査申請に係る旧検定合格証の写し 1通

(4) 郵送又は代理人による申請は、受け付けない。

6 審査申請手数料

審査を受けようとする者は、審査申請手数料として、4,700円の額に相当する高知県収入証紙を審査申請時に納付すること。

なお、納付された審査申請手数料は、返還しない。

7 審査の実施に関し必要な事項

審査に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、旧検定合格証を持参すること。

8 審査の実施に関する問い合わせ先

高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話番号088-826-0110内線3023、3024)又は県内の各警察署警備業担当係

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成21年11月27日

高知県知事 尾崎 正直

1 落札に係る購入物品の名称及び数量

汎用旋盤 一式 25台

2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県会計管理局総務事務センター 高知市丸ノ内一丁目2-20

3 落札者を決定した日

平成21年10月27日

4 落札者の氏名及び住所

竹島機工 代表者 竹島賢次郎 高知市高須新町四丁目7-24

5 落札金額

89,145,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 政令第6条の公告をした日

平成21年9月8日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成21年11月27日

高知県知事 尾崎 正直

1 落札に係る購入物品の名称及び数量

県立学校授業用パソコン 一式 18組

2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

高知県会計管理局総務事務センター 高知市丸ノ内一丁目2-20

3 落札者を決定した日

平成21年10月27日

4 落札者の氏名及び住所

都築電気株式会社高知営業所 高知市北久保10番16号

5 落札金額

85,680,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 政令第6条の公告をした日

平成21年9月11日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告す

る。

平成21年11月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 落札に係る購入物品の名称及び数量
県立学校教職員校務用ノート型パソコン 1,625台
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県会計管理局総務事務センター 高知市丸ノ内一丁目2-20
- 3 落札者を決定した日
平成21年10月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1-16
- 5 落札金額
60,742,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
平成21年9月11日

~~~~~

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成21年11月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 落札に係る購入物品の名称及び数量  
電子顕微鏡 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県会計管理局総務事務センター 高知市丸ノ内一丁目2-20
- 3 落札者を決定した日  
平成21年10月27日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社環境機器 高知市薊野中町33-57-3
- 5 落札金額  
48,592,950円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
平成21年9月11日